

郡山市森林公園の基本計画策定及び PPP 導入可能性調査業務委託に係る
質問・回答一覧

No	質問	回答
1	参加意思表明書および企画提案書（表紙）の代表者職氏名について 貴市の令和5・6年度指名競争入札参加有資格業者名簿に登録済ですが、提出済の委任状の代理人の職氏名でよろしいでしょうか。	令和5・6年度指名競争入札参加有資格業者名簿の登録手続きと本プロポーザルの応募手続きについては、別の内容になることから、代表者の職氏名を記載願います。
2	業務実績表（様式4）にかかる契約書および仕様書の添付について 1業務分添付は、導入可能性調査業務、PFI アドバイザリー業務、公募設置管理制度（Park-PFI）に関連する業務のうち、いずれかの1業務との認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
3	業務実施体制（様式5）について 公告第2第1項2号の要件は建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士ですが、本業務の実施にあたり他の有効な資格は評価対象とならないのでしょうか。	実施要領のP7「別表 評価基準」の「業務実施体制」のとおりです。
4	業務実施体制（様式5）について 本様式に記載する「業務管理責任者」と、仕様書別添3「郡山市森林公園の施設健全度（劣化状況）調査特記仕様書」P.4に記載の「業務責任者」は同義でしょうか。 あるいは、前者の「業務管理責任者」は本業務の管理統括者、後者の「業務責任者」は施設健全度調査の担当責任者、として各々配置してよろしいでしょうか。	「業務管理責任者」は本業務の管理統括者、「業務責任者」は施設健全度調査の担当責任者という位置付けとし、各々配置又は兼任どちらも可能とします。

5	<p>業務スケジュール（任意様式）について （8）施設健全度（劣化状況）調査の成果品の提出時期は提案となっておりますので、年度毎の上限金額にしばられないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>委託料の支払については、予算の範囲内で会計年度毎に行うこととなっていることから、年度毎の上限金額を超えることは出来ません。</p>
6	<p>見積書（任意様式）について 見積書の鑑や代表者による自書又は記名押印は不要との認識でよろしいでしょうか。 また、上記4と同様に年度毎の上限金額にしばられないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>自書又は記名押印は不要です。 なお、委託料の支払については、予算の範囲内で会計年度毎に行うこととなっていることから、年度毎の上限金額を超えることは出来ません。</p>
7	<p>業務仕様書について （10）民間事業者の参入意向調査にて、二種類のサウンディングとして、アイデア公募（公募型サウンディング）と非公募のサウンディングが示されています。令和7年度業務におけるアイデア公募は、令和6年度業務のプレサウンディングで実施する「コンセプト」及び「目指す姿」の案や整備方針の案等に対するアイデアを再度募集する目的ではなく、それらの内容を前提条件とした事業スキーム等のアイデアを募集する目的という理解でよいでしょうか。 また、アイデア公募（公募型サウンディング）と非公募のサウンディングの関連性や実施方法等の詳細は、事業者提案を基に、発注者との協議の上、決定されるものという認識で良いでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
8	<p>施設健全度（劣化状況）調査特記仕様書について 5 打合せ及び中間報告（2）中間報告において、当調査着手日から2か月以内に中間報告をするとありますが、当調査着手日は、（1）打合せ時期 1）予備調査、目視等による調査、構造躯体の劣化状況調査を実施する前の打合せ時という認識で良いでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>

9	<p>提供可能資料一覧について 建築確認申請（計画通知申請）副本及び構造計算書等図書の提供は可能でしょうか。</p>	<p>提供は不可となります。</p>
10	<p>提供可能資料一覧について H6 林業構造改善事業労働環境施設整備事業（林業者等健康増進建物）の工事発注時の設計書の貸与は可能でしょうか。</p>	<p>貸与は不可となります。</p>
11	<p>（実施要領 5ページ） 第5 契約候補者の選定 1 審査方法 郡山市森林公園の基本計画策定及びPPP導入可能性調査業務委託企画提案審査委員会委員の構成を教えてくださいか？（庁内職員、外部の有識者、関係者等）</p>	<p>庁内職員9名（委員長及び副委員長各1名、委員7名）により構成されます。</p>
12	<p>（実施要領 5ページ） 第5 契約候補者の選定 2プレゼンテーション及びヒアリング 「プレゼンテーション時は、事前に提出した事業計画書以外の資料は認めない。」としながら、一方で、「対面で行う場合、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合には、……事務担当に、事前に連絡し、相談すること。」と記載されています。 プレゼンテーションは、事業計画書に基づいて、別にパワーポイントを用いて作成するデータで行うことを希望します。</p>	<p>プレゼンテーション時に使用したい資料がある場合は、企画提案書と併せて提出をお願いします。</p>
13	<p>健全度（劣化状況）調査については、受注企業の一級建築士の管理のもと、調査を再委託することは可能か。</p>	<p>あらかじめ書面により市の承認を得たときに限り、調査業務の全部又は一部の第三者への再委託を可能とします。</p>

14	本業務において、建築物の建築確認申請が生じる場合があるか。	本業務については、建築物の建築確認申請が生じることは想定しておりません。
15	参加意思表明書の提出書類について、納税証明書の写し（直前1年分）とあるが、未納がない証明書の写し（その3の3）でも可能か。	可能です。
16	公告の第2参加資格要件の1単独企業に関する要件(1)において、「その他本業務に類似する業務を完了した実績があること。」と記載がありますが、類似する業務の条件についてご教示ください。	公園の基本計画を策定又は公園のPPP導入可能性調査を行った業務とします。
17	仕様書の6業務内容(1)前提条件の整理のウ、エ、オについては、既存の調査済みの結果をいただき整理を行うもので、新たな調査は行わないという理解で良いでしょうか。	受注者において新たな調査を行い、調査結果に基づいてニーズを整理していただきます。
18	資料名「プロポーザル実施要領」2ページ目「第2 参加資格要件 2 共同企業体の要件」のうち、一級建築士の配置について、共同企業体のいずれかの企業より建築士を配置すれば良いのでしょうか。あるいはすべての企業から配置する必要があるのでしょうか。また、構成企業の一級建築士事務所の登録は必要でしょうか。	共同企業体のいずれかの企業より建築士を配置すれば問題ありません。また、共同企業体のいずれかの企業において、一級建築士の登録があることとします。
19	資料名「プロポーザル実施要領」2ページ目「第4 参加手続等 3 参加表明書の提出」のうち、提出書類カ「共同企業体の結成に係る協定書の写し」について、詳細な業務分担の記載まで締結時に求められるのでしょうか。	詳細な業務分担の記載を求めることはありません。